

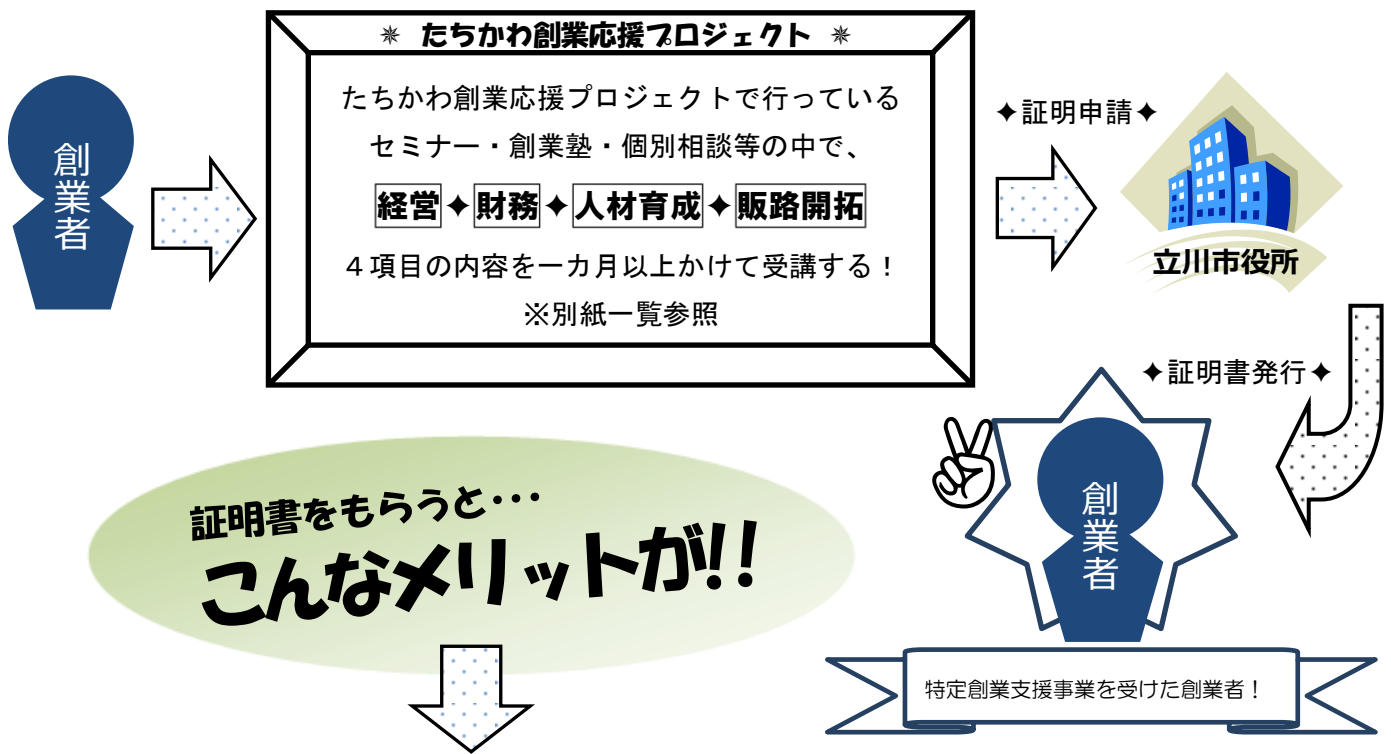
創業するなら立川で!!

✳これから創業予定のみなさま、創業したばかりのみなさまへ✳

立川市では市内での創業を支援する「立川市創業支援事業計画」を策定し、経済産業省・総務省より認定を受けました。今後、市内の連携機関と結成した「たちかわ創業応援プロジェクト」を通して「特定創業支援事業」を実施致します。立川市内で創業を目指す皆さま、創業後間もない皆さま、是非ご活用ください！

◆「特定創業支援事業」とは？◆

これから創業される方、創業後間もない方（あわせて、以下「創業者」とします）に対する継続的な支援であり、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の事業経営に必要な知識を習得することを目的にしたセミナー・創業塾・個別相談等です。



①登録免許税、軽減！

創業前の方が株式会社を設立する場合、登記にかかる登録免許税が半額になります。

- * 資本金の0.7%→0.35%
- * 最低税額 15万円→7.5万円

②信用保証枠、拡大！

保証協会による無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の利用枠が拡充されます。

- * 1,000万円→1,500万円

③保証協会の早期申込！

創業2ヶ月前から対象となる創業関連保証の特例について、利用の対象期間が拡大されます。

- * 6カ月前から具体的な計画があれば、創業関連保証申込可能

【注意事項】上記は、個人事業主の法人成りの場合は対象外です。①は創業前であることが要件です。上記②と③は、事業開始6カ月前から創業後5年未満の方が対象となります。